固定資産税(こんなときは届出を)

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税 される税金で、次の場合は、必ず届出をしてください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、平成29年1月1日までに完成した場合は、 平成29年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

○建物を取り壊したとき

平成28年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合 は、平成29年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物に ついては、平成29年度から固定資産税の対象外となりますが、届出がな いと対象となることがあります。

問合せ 税務課 固定資産税担当 2782-1224

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財 産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録をされた方に対して、本人の代理人 や第三者からの交付請求により住民票の写しなどの交付をした際に、通知 をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。 ★登録に必要なもの

印鑑と運転免許証などの本人確認資料

手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこ とになりますが、詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。 こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明 らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするもの です。

問合せ 住民福祉課 2782-1221

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料 控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した 保険料が対象です。この、「社会保険料控除」をうけるためには、納付した ことを証明する書類の添付が義務付けられています。「社会保険料(国民年 金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されましたら年末調整や確 定申告の際にご利用ください(ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、 ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られ た控除証明書を添付のうえ申告してください)。

11月に送付された方……平成28年1月1日から9月30日までの間、国 民年金保険料を納付された方。

2月に送付される方……平成28年10月1日から12月31日までの間 に、今年初めて国民年金保険料を納付された方。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除 証明書のはがきに表示されている番号にお問合せください。

> **問合せ** 控除証明書専用ダイヤル (平成29年3月15日(水)まで) ☎0570-003-004 (IP電話等の方は、☎03-6630-2525) *祝日、12月29日~1月3日は、ご利用できません。

第23回小川地区地域 安全推准大会



10月28日(金)、国立女性教育 会館において第23回小川地区地域安 全推進大会が開催され、各地域で安全 ・安心なまちづくりに功績のあった個 人・団体が表彰されました。

自主防犯活動功労者

益夫さん (安戸自主防犯パトロール隊)

みんなで行う

助け合

東秩父中学校1

年

齊藤

颯

防犯ポスター

神田 紗雪さん (槻川小5年)

東秩父村長賞

東秩父村教育長営 納めよう

暮らしを支える 東秩父中学校2年 みんなの

田 梨

歌

とうございます。(敬称略)学校の2名の方が優秀作品に「税に関する中学生の標語」 「税に関する中学生の秩父税務署管内国税 関 る 標語」

に選ばれました。 の募集を行いました。「税を考え ました。その結果、 悦を考える週間」に 受賞された皆さん、 に合わ 東秩父中 おめで せ

品